

## 審理手続の新旧

資料 1 補足資料

### 旧法の処分庁職員による審理手続

旧法 22 条～ 33 条

弁明書 22・反論書 23 の提出（旧審査請求のみ。異議申立てにはない。）  
審理方式（書面審理 25）

例外：口頭意見陳述 25 ただし（※質問権はない。）

証拠物等の提出要求 26

参考人陳述・鑑定要求 27

物件提出要求 28

検証 29

審査請求人・参加人の審尋 30

処分庁からの物件提出・閲覧 33

執行停止 34

審理手続の併合 36

### 新法の審理員による審理手続

第 2 章第 3 節（28 条～ 42 条）

弁明書の提出（義務） 29

反論書 30①（審査請求人）・意見書 30②（参加人）の提出・送付

口頭意見陳述（対審構造。審査請求人の質問権あり） 31

証拠書類等の提出 32

物件提出要求（対：所持人） 33

参考人陳述・鑑定要求 34

検証 35

審理関係人への質問 36

審査請求人による提出書類等の閲覧等 38（処分庁・第三者から提出された証拠書類等の閲覧・写の交付請求）

審理手続の併合又は分離 39

審理員による執行停止の意見書の提出 40

審理手続の終結・通知 41

審理員意見書作成 42

## 追加された手続

### 迅速審理

標準審理期間の設定 16

到達から裁決までの標準的な期間（努力）

事前整理手続 37①

（複雑（争点多数又は錯綜）な事案の場合の審理  
計画的遂行のための準備手続）

### 裁決

裁決の時期（遅滞なく） 44

審査請求の却下（不適法） 45①・棄却（理由なし） 45②

事情裁決 45③

審査請求の認容 46①

拒否処分<sup>の</sup>取消し→当該<sup>処分を</sup>すること 46②

不服申立についての審査請求の裁決 49

不作為の違法宣言→当該<sup>処分を</sup>すること 49③

### 諮問

行政不服審査会の諮問 43①

諮問通知（審理員意見書添付） 43③

### 審査会審理（81条3項による5章1節2款の準用）

調査（主張書面の提出要求、<sup>と認める者に</sup>陳述・鑑定要求） 74

口頭意見陳述 75

主張書面の提出権 76

提出資料の閲覧等 78

答申書の送付 79

答申の内容公表 79

### その他（6章補則）

情報提供（不服申立書記載事項） 84

公表（裁決の内容・その他処理状況） 85